

株式会社 allure pour vous スタジオgpメイクアートスクール×株式会社 LOVRAINU Cin-Cia Nail Academy の各コースの受講希望者は、申し込み前に必ず以下の受講約款の内容をよくご確認ください。

ご確認後、末尾に約款の同意の署名・捺印をお願いします。

## 受講約款

### 第1条 入学許可

1、株式会社 allure pour vous スタジオgpメイクアートスクール×株式会社 LOVRAINU Cin-Cia Nail Academy(以下スクールという)が提供するコースの受講希望者は、スクールが定めた書式による入学申込書に所定の事項を記入してこれに署名捺印し、スクールに郵送又は持参して入学の申し込みをした上で、スクールが別に定める「募集要項」に記載された各コースの中から選択した受講志望コース・クラスの受講料(入学金・教材費・授業料をいう)を、スクールが指定する銀行口座に振り込み又は持参して支払うものとします。

2、受講希望者が未成年の場合、入学申し込みの際には入学申込書に親権者の同意の署名があることが必要です。

3、スクールは受講希望者からの入金を確認された場合、受講希望者に対してスクールへの入学を許可するものとします。但し、入学申込書の虚偽記載・記入不備の場合、書類不備の場合、その他スクールが受講希望者の入学を不適当と認める事由がある場合は、スクールの受講希望の入学を許可しないことができるものとします。

### 第2条 受講料

1、受講者がスクールに支払う各コースの受講料は、別途スクールが定める「募集要項」に記載されている通りです。

### 第3条 支払い方法

1、前条の受講料は、次の①又は②のいずれかの方法によりお支払いください。

#### ①現金払い

受講者は、スクールが別途指定する期日までに受講料全額を一括してスクールが指定する銀行口座に振込み、又は、スクールに持参して支払うものとします。

#### ②ローン払い

受講者は、スクール指定の銀行・信用組合、日本政策金融公庫などとの間で、スクールが別途指定する期日までにローン契約を締結してください。契約締結後、銀行・信用組合などより現金を受領してスクールに受講料を支払い、受講者は銀行・信用組合などに支払うものとします。

### 第4条 受講資格

1、第3条第1項に規定された方法によりスクールに対して第2条の受講料の支払いをした受講者は申し込み時に選択したコースの受講資格を有します。

2、受講者から受講料が支払われない場合又はローン契約が成立しない場合もしくは理由の如何を問わずローン契約成立後スクールに受講料が支払われる前にローン契約が取り消し・解除等により終了した場合は、受講者はスクールが提供するコースを受講することはできません。

3、スクールを退学となった者は、スクールが提供するコースを受講することはできません。

### 第5条 授業形態

1、スクールは、受講者が受講申し込みしたクラス・コースに応じて、スクール校舎において、1人の講師が複数の受講者に対し、所定の教室、所定の時間数、所定のカリキュラムに基づき指導するものとします。(但し、カリキュラム内容によっては複数の講師が指導する事もあります。)

2、カリキュラム・指導日等は、諸事情により変更されることがあります。

### 第6条 受講期間

受講期間は、受講者が募集要項に基づき受講申し込みをしたコースの期間とします。

### 第7条 休学

1、受講者がその都合により休学しようとする場合は、スクールに対して休学届けを提出するものとします。

2、休学した受講者が復学したいときは、受講者は休学中に行なわれた授業に相当する授業を受講する事ができます。但し、復学した時点で、休学前にスクールが提供していたコース・クラスが終了していた場合は、受講者は休学中の授業を受講する権利を失うものとします。

### 第8条 届出

受講者が入学申込書に記載した氏名・住所・連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにスクールに対して届け出るものとします。受講者がこの変更の届出を怠ったことにより受講者に不利益が生じた場合は、スクールは一切の責任を負わないものとします。

## 第9条 退学

1. 受講者の都合により受講期間前もしくは第6条の受講期間内にスクールの退学を希望する場合は、書面にてその旨を申し出るものとします。
2. 受講者において、第6条の受講期間内に次の各号に該当する事由がある場合、スクールは受講期間内であっても受講者を退学させることができるものとします。
  - ① 正当な理由がなく遅刻、欠席、早退が多いとき。
  - ② 品行不良で改善の見込みがないと認められたとき。
  - ③ 学校またはクラスの秩序を乱し、講師のクラス運営に支障をきたすなど、受講に不適格とスクールが判断したとき。
  - ④ 暴力団その他の反社会的団体・勢力に加盟・加入・参加等していると認められるとき。
  - ⑤ 身元保証人の許可が得られていないことが判明したとき。
3. 退学した者に対しては、一旦納入された受講料は返金されませんのでご了承下さい。

## 第10条 解約

### 1. クーリング・オフ

受講費用の納入、もしくは分割払い契約他、受講申し込みの手続きをした日から 8 日を経過するまでの間は、受講者は書面によって入学金・受講料及びテキスト等の教材についての契約の解除を行うことができます。また、その書面は発した時にその効力が生じるものとします。

### 2. 受講開始前の解約

クーリング・オフ期間の経過後から受講開始前までに解約する際は、本スクールが定める解約事務手数料 15,750 円を受講者が負担することで解約できるものとします。

### 3. 受講開始後の解約

クーリング・オフ期間を過ぎた場合、受講者自身の一方的な都合等により契約を解除することはできません。ただし、やむを得ない理由(病気・災害等)があると本スクールが判断した場合に限り、受講期限終了 45 日前であれば、受講者の中途解約が可能となります。受講期限終了 45 日前を過ぎた場合いかなる理由においても解約はできません。

やむを得ない理由による解約の返還対象は受講料の 30%にあたる通学受講料のみが対象となり、以下の方法で、算出するものとします。

対象受講料＝通学受講料－教材費

(対象受講料÷講座回数)×未受講回数－解約事務手数料＝中途解約時の返還額

4. 解約日が受講期限まで 8 か月に満たない場合は中途解約時の返還金を受講期限(月単位)で割り、残りの受講期限までの月を掛けた金額を返還額とします。

※中途解約時の返還金÷受講期限(月単位)×受講残期間(月単位)＝期間間近の中途解約時の返還金

## 第11条 (サービスの一時的な中断)

当スクールは以下のいずれかの事由が生じた場合には、受講生へ事前に通知することなく、一時的にサービスを中断することがあります。

- 当サービス設備の保守を定期的または緊急に行う場合
- 災害・停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- 地震・洪水・津波などの天災によりサービスの一時停止な中断が必要だと判断した場合、当スクールはこのいずれかの事由によりサービスの提供の遅延、または中断が発生したとしても、これに起因する受講生又は、第三者が被った被害について一切責任を負わないものとする。

## 第12条 (その他の取り決め)

当スクールと受講生との間で本契約に定める事項について疑義が発生した場合、その他規約に関して紛争が生じた場合、両者協議の上解決するものとします。

上記約款の記載事項について全て同意します。

受講者 印  
保護者 印 (※受講者が未成年の場合にのみ保護者の署名捺印が必要) 平成 年 月 日